

議案第 63 号

印鑑登録条例の一部を改正する条例

令和 5 年 9 月 6 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の一部が改正され、令和5年5月11日から施行されたことに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、この条例案を提出するものです。

## 印鑑登録条例の一部を改正する条例

印鑑登録条例（平成8年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「平成14年法律第153号」の次に「。以下「認証法」という。」を加え、「以下同じ）」を「次条において同じ。）」に、「以下同じ。）」を「次項において同じ。）」に改める。

第11条中「第10条」を「前条」に、「利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

